

我孫子市障害者等理容料助成事業実施要綱

平成8年8月21日

告示第103号

(目的)

第1条 この告示は、身体障害者、知的障害者、寝たきり高齢者、精神障害者等(以下「障害者等」という。)に対し、市が理容料の全部又は一部を助成することにより、これらの者の生活の向上を図り、もって社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者の要件)

第2条 理容料助成事業の対象者は、市内に居住し、住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている次の各号のいずれかに該当する者のうち、外出が困難であり、かつ、家族の介護だけでは理髪を行うことができないものとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、かつ、障害の程度が1級又は2級に該当するもの

(2) 千葉県療育手帳制度実施要綱(昭和62年1月6日付け障第329号千葉県社会部長通知)第2条に規定する療育手帳の交付を受けている者で、かつ、障害の程度が#〇A#、#〇A#の1、#〇A#の2、Aの1又はAの2に該当するもの

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級に該当するもの

(4) 我孫子市福祉手当支給条例(昭和58年条例第18号)第2条第3号に規定するもの(医療機関に入院中の者を除く。)

(5) その他市長が特に必要と認めたもの

(申請)

第3条 障害者等は、理容料の助成を受けようとする場合は、毎年度我孫子市障害者等理容料助成申請書(様式第1号)に世帯の前年度の課税状況が分かる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(決定通知等)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、第2条の規定に該当しているか否かを審査し、必要と認めた場合は、我孫子市障害者等理容料助成決定通知書(様式第2号)により、また非該当の場合は、我孫子市障害者等理容料助成却下通知書(様式第3号)により当該申請者にその旨を通知するものとする。

(理容料助成券の交付)

第5条 市長は、前条の規定により理容料の助成を決定した場合は、1年度4枚を限度として、次のとおり我孫子市障害者等理容料助成券(様式第4号。以下「理容料助成券」という。)を当該申請者に交付するものとする。

申請月	年間交付枚数
4月から6月までに申請があった場合	4枚
7月から9月までに申請があった場合	3枚
10月から12月までに申請があった場合	2枚
1月から3月までに申請があった場合	1枚

(理容料助成券の使用方法)

第6条 理容料助成券の交付を受けた者は、自ら理容店と連絡を取り、決められた日に理容を受け、その際、当該理容店に理容料助成券を渡すものとする。

(理容料助成券の返還)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、決定を取り消し、申請者から理容料助成券を返還させることができる。

(1) 申請者が、偽りその他の不正な手段により理容料助成券の交付を受けたとき。